

【フランス】 中小企業支援を目的とする公的投資銀行の設置

海外立法情報課・服部 有希

* 2012 年 12 月、中小企業支援のための公的な投資銀行を設置するための法律が制定された。これは、オランド大統領の公約の一つであり、一連の金融制度改革の第一歩となるものである。

1 立法の背景

2012 年 5 月に就任したフランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、経済再建を最重要課題の 1 つとして挙げている。この実現のためには、産業とイノベーションを下支えする金融制度の再構築が必要と考えられており、大統領選の公約では、中小企業の支援を目的とする公的な投資銀行の設置が約束されていた (本誌第 252-1 号 (2012 年 7 月刊), pp.2-3 参照)。この公約の背景には、2008 年のリーマン・ショック以降、フランスの中小企業が資金調達に苦心してきたという事情があった。

2012 年 12 月、この公約を実現するために、公的投資銀行の設置に関する 2012 年 12 月 31 日の法律第 2012-1559 号 (注 1) が制定された。同法により、既存の公的な金融機関を整理統合して、公的投資銀行 (banque publique d'investissement : BPI) (以下「BPI」) が設置された。BPI の設置は、オランド大統領による金融制度改革の第一歩であり、今後、これに続く一連の法整備が予定されている。

2 BPI の組織

BPI は、中小企業への融資又は投資を主な業務としていたオゼオ (Oséo)、戦略投資ファンド (Fonds Stratégique d'Investissement : FSI) 及び CDC エンタープライズ (CDC Entreprises) という既存の 3 つの機関を整理統合して設置され、中小企業への投融資の一元的窓口となる。この統合により、3 機関を合わせた資産規模を背景とする大規模な活動が可能となり、これまで欠けていた一貫した戦略と総合的な展望を有する中小企業支援の実現が期待される。

BPI は、オゼオの組織を引き継ぐ BPI グループ (BPI-Groupe) 及び BPI グループ株式会社 (société anonyme BPI-Groupe) から構成される。BPI グループは、国の監督の下で一定の自律性を与えられた公法人である商工業的公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial) である。一方、BPI グループ株式会社は、国が BPI グループを通じて株式の 50% を保有し、残り 50% を公的金融機関である預金供託金庫 (caisse des dépôts et consignations : CDC) が保有する形で経営される。BPI グループ株式会社の下には、オゼオの業務であった融資を担当する BPI 融資 (BPI Financement) 並びに FSI 及び CDC エンタープライズの業務であった投資を担当する BPI 投資 (BPI Investissement) という 2 つの子会社が設置される。

BPI グループ株式会社の取締役会は、15 名で構成され、その内訳は、国の代表者 4

名、預金供託金庫の代表者 4 名、州の代表者 2 名、デクレ（政令）で任命される経済等の分野の有識者 3 名及び被用者の代表者 2 名で構成される。

3 BPI の活動

BPI は、持続可能な成長の促進、雇用促進及び経済競争力強化を目標として、国、州（région）及び欧州投資銀行と連携しながら、企業のイノベーション、起業、拡大、国際化又は事業譲渡を支援する。BPI が優先的な支援対象とするのは、中小企業であり、特に製造業の支援に重点を置いている。BPI は、企業の立ち上げに始まる各成長段階に伴い、長期的に投融資を行うことを特徴としている。

BPI の使命は、①中小企業への投融資の障害となる市場の失敗の影響を緩和すること、②将来の戦略分野である産業のデジタル化、社会連帯経済（協同組合、共済組合の事業やフェアトレード等に代表される営利を優先しない経済）の発展、環境配慮型経営への転換及びエネルギー転換に寄与すること、③州と連携して地域活性化の原動力となることの 3 点である。

BPI の具体的な業務は、主に中小企業を対象とする融資、信用保証、イノベーションの支援（融資等）、市中銀行との協調融資、企業の自己資本に対する投資等である。

BPI の活動は、各地域の経済について重要な役割を担う州と連携して展開される。州は、州の経済発展計画と BPI の活動とのすり合わせを行う。一方で、BPI の経営に州の代表者が加わることで、州の意見を BPI に反映させる。BPI は、各州に支部を置き、地域における企業支援の拠点の設置に携わり、さらに、州が希望する場合には、企業支援のための投資基金に出資し、これを運営することもできる（注 2）。

4 法律制定後の動向

2013 年 2 月 21 日、BPI の初の取締役会が開かれ、取締役会長には預金供託金庫の執行役であるジャン＝ピエール・ジュイエ（Jean-Pierre Jouyet）氏、副会長にはポワトゥー＝シャラント州知事のセゴレーヌ・ロワイヤル（Ségolène Royal）氏とオゼオの取締役会長兼執行役であるフランソワ・ドルアン（François Drouin）氏が選出された。この取締役会において、BPI の今後の指針が示され、2013 年の上半期末までに、BPI の具体的な組織体制を決定することが発表された（注 3）。

注（インターネット情報は、2013 年 3 月 15 日現在である。）

- (1) Loi n° 2012-1559 du 31 décembre 2012 relative à la création de la Banque publique d'investissement.
- (2) Ministère de l'Économie et des Finances, *La Banque Publique d'Investissement*, 21 février 2013.
<<http://www.bpifrance.fr/pdf/Brochure-CA-BPI.PDF>>
- (3) Pierre Moscovici, *Premier conseil d'administration de la Banque publique d'investissement*, 21 février 2013.
<http://www.bpifrance.fr/pdf/CP-Moscovici-Montebourg-Caisse_des_Depots-21-02-2013.pdf>